

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成26年3月3日（月）

社会・援護局総務課

目 次

頁

(重点事項)

第1	セーフティネット支援対策等事業費補助金及び緊急雇用創出事業 臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）について	2
第2	矯正施設退所者の地域生活定着促進事業の推進について	5
第3	ひきこもり対策について	9
第4	国から地方公共団体への事務・権限の移譲等について	13
第5	臨時福祉給付金（簡素な給付措置）について	15

(連絡事項)

1	共同募金運動について	25
2	社会福祉事業功労者に対する厚生労働大臣表彰について	26
3	全国福祉事務所長会議の実施について	27

(参考資料)

	平成26年度社会・援護局関係主要行事予定〈社会関係〉	28
--	----------------------------	----

重 点 事 项

第1 セーフティネット支援対策等事業費補助金及び緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）について

（1）平成25年度予算の執行等について

平成25年度のセーフティネット支援対策等事業費補助金（以下「補助金」という。）の執行に当たっては、各自治体からこれまで以上の積極的な協議を受けたことにより、大幅な不足が生じることとなった。

この不足分への対応については、緊急的な対策として、都道府県に造成されている「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」（以下「基金」という。）を活用させていただくことにより円滑な事業実施が可能となったところであり、各都道府県におかれては、基金を活用することについて、御理解及び多大な御協力をいただいたことに、改めて感謝申し上げます。

（2）平成25年度補正予算及び平成26年度予算案について

昨年12月、「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定）において、「女性・若者・高齢者・障害者向け施策」等を柱とした新たな経済対策が策定され、これを受け平成25年度補正予算が編成された。

この補正予算では、基金について520億円の積み増しを行うとともに、平成26年度末まで1年間の終期の延長を盛り込んだところである。

具体的には、住宅支援給付等の従来から基金において実施されてきた事業の継続と併せ、平成26年度概算要求において優先課題推進枠として要求していた生活困窮者自立支援制度実施のための事業等の一部について、地域の早期の体制整備を図る観点から、前倒しして基金により実施することとしたものである。

これにより、平成26年度においては、以下の事業を新たに基金事業として実施することとしている。

- ① 生活困窮者自立促進支援モデル事業
- ② 生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業
- ③ 自立支援プログラム策定実施推進事業（子ども等の健全育成支援事業含む）
- ④ 就労自立給付金創設等に伴うシステム改修経費

基金についてはこれまでも地域に根ざした効果的・効率的な事業が実施されているものと了知しているが、基金の終期に向け、今後とも限りある財源の最大限の有効活用をお願いする。

また、経済対策の趣旨である経済の成長力の底上げにつながるよう、迅速かつ着実な実行に取り組む必要があることから、国からの交付決定後の速やかな基金造成手続きや事業者との契約締結等についてご協力願いたい。なお、交付金の未執行分の取扱いについては別途連絡する。

一方、補助金については、平成 25 年度補正予算への基金の積み増しや補助金から基金への事業の移行（生活困窮者自立促進支援モデル事業、自立支援プログラム策定実施推進事業等）を勘案し、平成 26 年度予算案においては、150 億円を計上したところである。

（3）平成 26 年度の国庫補助協議等について

①平成 26 年度の執行方針

現在、精査中であるが、各自治体から報告いただいた所要見込額をそのまま取りまとめたところ、150 億円の予算案を大幅に上回っており、適切に精査し予算を執行する必要がある。

このため、物品購入に係る経費や直接の事業費以外の経費は対象外とするなど事業を実施する上で真に必要な人件費等の経費を国庫補助の対象とする協議方針をお示ししたうえで、事前協議を行うことを予定している。

本事業は、限られた予算の範囲内で交付する（※）予算補助事業であることから、今後の事前協議等に当たっては、各自治体における地域の実情を踏まえつつ、各事業の必要性や効果等を踏まえ、事業の見直しや優先順位を付ける等、十分な精査や再検討を行い真に必要とされる経費のみを適正に見込んでいただけるようご協力をお願いする。

また、厳しい財政状況の中、本事業が、限られた予算の範囲内で効果的・効率的な執行が行えるよう、各自治体における執行状況等の調査を適宜行うこととしているので、あわせて協力をお願いする。

②基金との一体的な事業の実施

補助金の厳しい執行見込みを踏まえ、各都道府県における基金の執行を常に見極め

つつ、本年度同様、各都道府県のご理解をいただいた上で、基金を活用した一体的な実施も視野に入れている。このため、各都道府県においては、基金を活用して行われる事業が、効果的・効率的になるよう基金の適切な管理・運用をお願いするとともに、各都道府県における基金の執行状況の調査を適宜行うこととしているので、あわせて協力をお願いする。

(※) セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱（平成 19 年 7 月 24 日厚生労働事務次官通知）

セーフティネット支援対策等事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省、労働省令第 6 号）規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（４）本補助金の今後の方向性

平成 27 年度に向けては、国家の喫緊の課題である財政健全化に向けての予算の抜本的な見直しが進む等、財政的に極めて厳しい状況下のもと、

- ・ 平成 27 年 4 月より「生活困窮者自立支援法」の施行に伴う必要な国庫負担金
- ・ 補助金等の財源の確保や、
- ・ 基金が平成 26 年度末で終了（予定）するため、基金で実施している事業を改めて補助金事業として整理する必要があること

等の課題がある。

このため、現在、補助金で実施している事業についても、その必要性や効果、国、市町村、都道府県、指定都市の役割等を再検討し、抜本的な整理統合を行うなど新たな補助金体系への見直しを図る必要があると考えている。

あわせて、交付に当たっては、各自治体の地域の実情に応じて、自治体自らが必要な事業を選択して実施することが出来るような、自治体により大きな裁量がある新たな交付方式への見直しを図ることも一つの手法として、検討を進めて行く考えである。

このような状況を国及び各自治体で共通認識としながら、今後の施策が円滑に実施されるよう、国として最大限努力してまいるので、各都道府県においても、その旨ご理解の上、ご協力願いたい。

第2 矯正施設退所者の地域生活定着促進事業の推進について

(1) 事業概要

- 矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）退所者のうち、高齢又は障害を有する者の中には、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、必要とする福祉サービス等を受けていない人が少なくない状況や、親族等の受入先の理解が得られないまま矯正施設を退所する高齢者、障害者も数多く存在することが明らかになっている。
- このため、平成 21 年度から「地域生活定着支援事業」（平成 24 年度から「地域生活定着促進事業」）を実施し、矯正施設に入所中の段階から、福祉サービス等につなげる支援を実施する「地域生活定着支援センター」（以下単に「センター」という。）を各都道府県に設置している。

(2) センターの設置状況

- 平成 23 年度末に全国 47 都道府県に設置が完了し、これによって全国的な広域調整が可能な体制となっている。

(3) 支援の充実・強化

- センターの業務は、矯正施設退所後の帰住先の調整が中心となる。一方で、センターが調整を行った事例の増加に伴い、矯正施設退所後の定着支援の必要性が高まってきたことから、平成 24 年度からは、これまで各センターが任意で実施していた矯正施設退所後のフォローアップ及び相談支援をセンターの業務とし、事業内容を拡大・拡充することとした。これにより、入所中から退所後まで一貫した相談支援を行い、地域への継続的な定着をより促進することが可能となっている。また、この支援の拡充に伴い、センター 1 か所あたり、国庫補助基準額を増額（1700 万円→2500 万円）し、センター職員の増員も図っている。
- 平成 26 年度も同額（2500 万円）の上限額（各都道府県一律）とするが、各都道府県の規模、所在する矯正施設数等に差異があることから、今後は、各都道府県の実情に応じて補助基準額を設定することもあり得ると考えており、各都道府県においても、事業の円滑な実施を確保しつつ、必要額の精査を行い、効率化を図ってい

ただきたい。

○ 地域生活定着促進事業におけるセンターの主な業務

① コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設の入所者を対象として受入先となる社会福祉施設等のあっせんや福祉サービスの申請支援等を行う。

② フォローアップ業務

矯正施設退所後一定期間、矯正施設退所者を受け入れた施設等に対し、処遇上の助言を行い、また対象者のケア会議を開催し、退所後の支援について協議するなど必要な支援を行い、矯正施設退所者の施設等への定着を図る。

③ 相談支援業務

矯正施設退所者等に対し、地域の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じ、面接、助言、訪問などその他必要な支援を行い、地域への継続的な定着を図る。

なお、被疑者・被告人段階の方に対する福祉的支援を行っているセンターもあるところ、当該事務については、相談支援業務として実施することは可能であるが、上記コーディネート業務及びフォローアップ業務の実施に支障を来さないよう配慮する。

(4) 予算案の内容

○ 本事業は、「セーフティネット支援対策等事業費補助金（150 億円）」のメニュー事業として実施する。

ア 補助基準額

センター1ヶ所あたり、2500万円以内

イ 補助率

定額（10／10相当）

(参考) 関連通知等

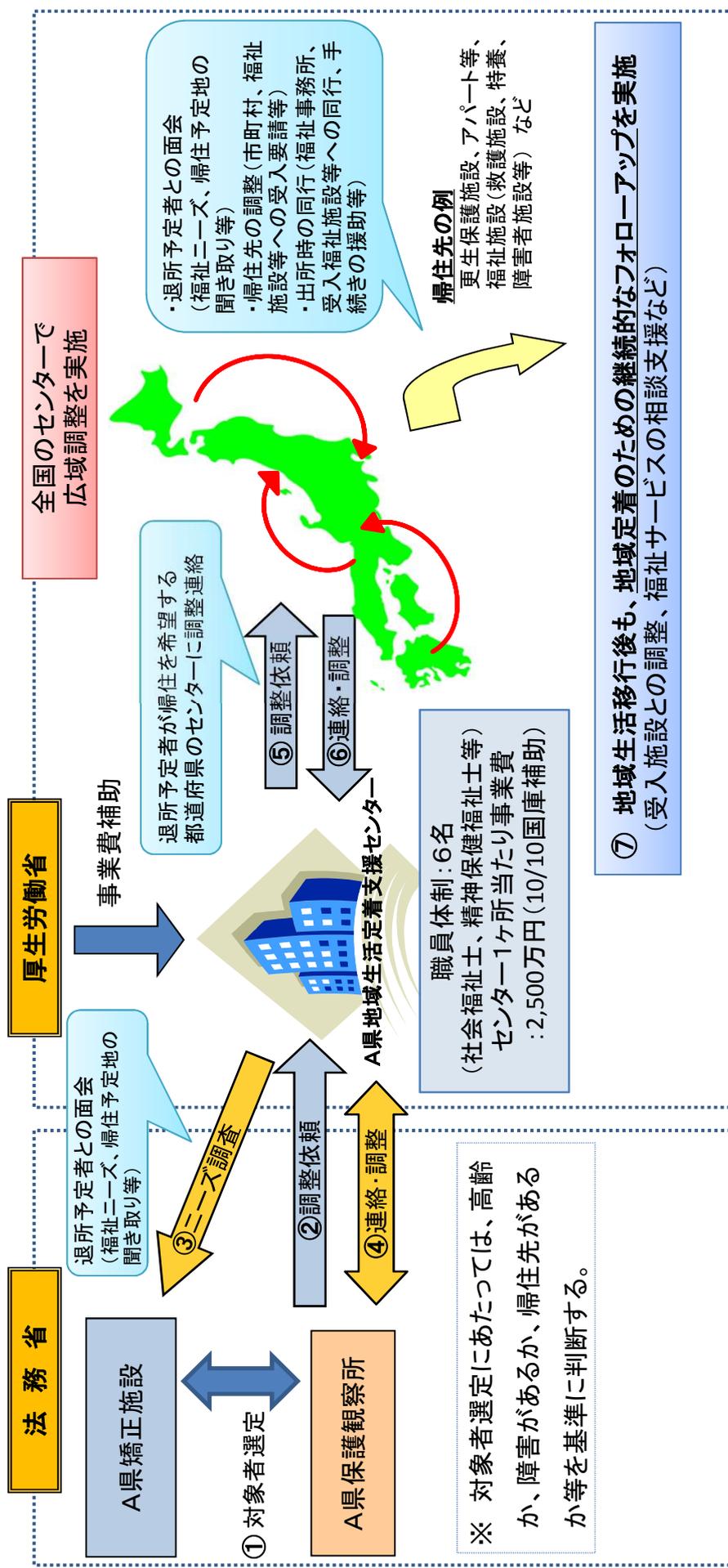
○ 刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について（平成21年4月1日付け法務省保観第206号、社援発

第 0401019 号)

- セーフティネット支援対策等事業の実施について（平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号）別添地域生活定着促進事業実施要領
- 「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」について（平成 21 年 5 月 27 日付け社援総発第 0527001 号）
- 地域生活定着促進事業に係る質疑応答集（平成 25 年 5 月 22 日）

地域生活定着促進事業

- 平成21年度から、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 地域生活定着センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネーター業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。
(平成24年度は延べ1,240人(前年度比199人増)のコーディネーターを実施し、うち689人(前年度比189人増)が調整した受入先に帰住)



第3 ひきこもり対策について

(1) ひきこもり地域支援センター設置運営事業について

ア 課題と対応

厚生労働省では、従来から、精神保健福祉、児童福祉、ニート対策において、ひきこもりを含む相談等の取り組みを行ってきたが、

① ひきこもりに特化した相談窓口がないため、本人や家族が抱える問題や課題が、相談に結びついていないのではないか、

② 関係機関のネットワークが十分に形成されていないのではないか、

③ 本人又は家族に、ひきこもり施策等の必要な情報が届いていないのではないかなどの課題に対応するため、平成21年度から「ひきこもり対策推進事業」を実施し、ひきこもりに特化した専門相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」を各都道府県、指定都市に整備することとした。

イ ひきこもり地域支援センターのねらい

このセンターは、ひきこもりの状態にある本人や家族が、地域の中でまずどこに相談したらよいかを明確にすることによって、より適切な支援に結びつきやすくすることを目的としたものであり、本センターに配置される社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等のひきこもり支援コーディネーターを中心に、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する地域における拠点としての役割を担うものである。

センターの設置数は、平成25年度中に新たに7か所設置され、全国で46か所(43自治体)となっているが、都道府県、指定都市におかれては、センターの設置や体制強化など、ひきこもり対策のより一層の充実を図ることについて、積極的な取り組みをお願いしたい。

また、設置されていない24の自治体については、それぞれの自治体の実情や設置することへの課題等の状況を伺い、センターの設置趣旨の理解とともに、設置に向けて取り組んでいただけるよう国としても支援していくことから、疑義、相談等があれば、適宜、連絡願いたい。

※ 各都道府県、指定都市への事業実施状況調査の結果、平成26年度中に10か所設置が

見込まれることから、平成26年度末では、56か所（52自治体（全都道府県、指定都市の78%））となる見込みである。

（2）ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業について

ひきこもりの長期、高齢化や、それに伴うひきこもりの状態にある本人やその家族からの多様な相談にきめ細かく、かつ、継続的に対応することが求められることから、平成25年度より、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、ひきこもりの状態にある本人やその家族に対するきめ細かな支援が可能となるよう、継続的な訪問支援等を行う「ひきこもりサポーター」（ピアサポーターを含む。）を養成し、派遣する事業を新たに行うこととした。

当事業の実施方法や研修内容に関するノウハウや情報が少ないことが実施する上での障壁となっている自治体もあるのが現状であるが、今後、国としても身近な地域における支援体制の強化を図るため、本事業の実施、普及を積極的に行っていくこととしている。

このため、

- ・ 国と都道府県、指定都市、ひきこもり地域支援センター間の情報共有のために、昨年、7月23日に「ひきこもり対策推進事業関係都道府県、指定都市担当者会議」を初めて開催したが、今後もこのような機会を継続することにより、情報や認識の共有を図っていく。
- ・ 当事業に関して、先進的、先駆的に取り組んでいる自治体の実施例や、関係団体が実施する調査、研究の報告書（研修内容、方法等）を事業を実施する上での参考として提供していく。
- ・ 全国会議等の機会を通じて、当事業の必要性等について積極的に広報すること等を考えている。

また、ひきこもりの状態にある本人やその家族に対しては、ひきこもりの経験のある本人（ピアサポーター）やその家族による支援がとりわけ有効な手段の一つであると考えられている。そこで、ピアサポーターの養成の検討に当たっては、現場での経験を有する家族会等の関係者（団体）から意見を聞くなど、関係者と連携を図りながら進めていただくようお願いする。

当該事業は、民間の支援団体等との連携、協力し、官民共同で行うことが望ましい

と考えるが、制度上、社会福祉法人、NPO 法人等に運営委託を可能としていることから、事業委託を活用する等、積極的な実施をお願いするとともに、管内市町村に対しても積極的な実施を働きかけいただくようお願いする。

なお、委託して実施する際には、単に委託するのではなく、既述した本事業の趣旨を十分に理解していただいた上、適切に事業が実施されるよう特段の配慮をお願いする。

(3) 地域における関係者、団体、機関との連携について

ひきこもりの状態にある本人やその家族に対する継続的かつ実効性のある支援の一層の充実及び本人や家族の視点に立った支援の実現のためには、地域における関係者、団体、機関との密接な連携、協力が必要不可欠である。

そのため、ひきこもり地域支援センターを中心とした、自治体、福祉、保健医療、教育、就労等、既存の関係する社会資源とのネットワークの構築に加え、地域においてひきこもりの状態にある本人の外来を実施している医療関係者（機関）や支援団体、また、現場での数多くの経験を有する当事者団体である「全国引きこもりKHJ親の会（家族会連合会）」（地域ごとの支部を含む。）といった地域の身近な者、団体、機関等とも積極的な連携、協力をお願いしたい。

(参考)

1 事業内容

【ひきこもり地域支援センター設置運営事業】

① 第一次相談窓口と訪問相談支援の業務

ひきこもり本人、家族からの電話、来所、訪問等による相談に応じるとともに、本人の状態に応じて、医療、教育、労働、福祉などの適切な関係機関へつなげる。

また、家族からの要請等により、巡回訪問などのアウトリーチを実施する。

② 他の関係機関との連携

本人の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡会議を設置し、情報交換等各関係機関間で恒常的な連携を図る。

③ 情報発信

リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。

【ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業】

① 養成研修事業

ひきこもり地域支援センター等で、「ひきこもりサポーター」養成研修や研修修了者の情報管理等を実施する。

② 派遣事業

ひきこもりを抱える家族や本人へ「ひきこもりサポーター」を派遣する。

2 平成26年度予算（案）の概要

○ 「セーフティネット支援対策等事業費補助金（150億円）」のメニュー事業として実施

○ 実施主体：

- ・ ひきこもり地域支援センター設置運営事業：都道府県、指定都市
- ・ ひきこもりサポーター養成研修事業：都道府県、指定都市
- ・ ひきこもりサポーター派遣事業：市町村（特別区含む）

（いずれも、社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可）

○ 補助率：1／2

○ 1か所当たり事業費：

ひきこもり地域支援センター設置運営事業：1,000万円

（児童期、成人期併設型は2,000万円）

第4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等について

(1) 政府全体の動きについて

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとともに、第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（以下「見直し方針」という。）が平成25年12月20日に閣議決定されたところである。

(2) 社会局関係の事務・権限の移譲等

見直し方針においては、社会局関係では、消費生活協同組合法、社会福祉法及び社会福祉士及び介護福祉士法において、事務・権限の移譲等を行うこととされている。

【社会局関係の事務・権限の移譲等の概要】

- 消費生活協同組合法については、現在、厚生労働大臣の権限である消費生活協同組合法等（広域）の認可等の権限を都道府県知事に移譲
- 社会福祉法については、現在、①厚生労働大臣の権限である社会福祉主事の養成施設及び講習会の指定及び監督等の権限と②地方厚生局の権限である社会福祉法人（広域）の認可等の権限を都道府県に移譲
また、③現在、都道府県の権限である社会福祉法人（主たる事務所が指定都市の区域内にあり、従たる事務所が都道府県の区域内にあるものに限る。）の許可等の権限を指定都市に移譲
- 社会福祉士及び介護福祉士法については、現在、厚生労働大臣の権限である社会福祉士及び介護福祉士の養成施設の指定及び監督等の権限を都道府県知事に移譲

(3) 今後の予定

今後、見直し方針を踏まえ、内閣府のとりまとめにより、今国会に関係法律の整備に関する法律案が提出される予定である。（施行期日は一部を除き平成27年4月1日の予定。）

なお、社会福祉法人の許認可等の権限（②、③）については、別途、必要な法整備を行う予定としている。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律案（第4次一括法案）の概要

平成26年2月
内閣府地方分権改革推進室

1. 第4次一括法案について

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとともに、第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備を行うもの。

（参考）

- ・第1次一括法（平成23年4月成立） — 地方に対する規制緩和
- ・第2次一括法（平成23年8月成立） — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲
- ・第3次一括法（平成25年6月成立） — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲

2. 改正内容

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【例】

- ・看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等（10条等）
- ・商工会議所の定款変更の認可（38条）
- ・自家用有償旅客運送の登録・監査等（44条）

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

【例】

- ・県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定（5条等）
- ・病院の開設許可（17条）
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定（45条）

3. 施行期日

平成27年4月1日（体制整備に特に時間を要するものについては個別に定める日）

第5 臨時福祉給付金（簡素な給付措置）について

I 臨時福祉給付金（簡素な給付措置）について

1 概要について

（1）趣旨

- 消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置と併せ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、総額約3,000億円の給付措置を行う。

（2）実施方式

- 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。
- 市町村が実施する支給事業の実施に要する経費を対象として、国が補助金（補助率10分の10）を交付する。
- 都道府県は、市町村の円滑な執行を支援する。

（3）支給対象者

- 支給対象者については、市町村民税（均等割）が課税されていない者から、以下の者を除いた者とする。
 - ・ 市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等
 - ・ 生活保護制度内で対応される被保護者等

（4）支給額

- 支給額については、所得の少ない家計ほど生活に必要な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、消費税率の引上げによる1年半分の食料品の支出額の増加分を参考に、支給対象者一人につき1万円とする（1年半分を1回の手続で支給）。

（5）加算措置

- 平成26年4月からの消費税率引上げに加え、同月の年金の特例水準解消等を考慮し、3の支給対象者のうち老齢基礎年金受給者（繰り上げ支給による受給者を含む。以下同じ。）等については、一人につき5千円を加算する。

2 支給対象者について

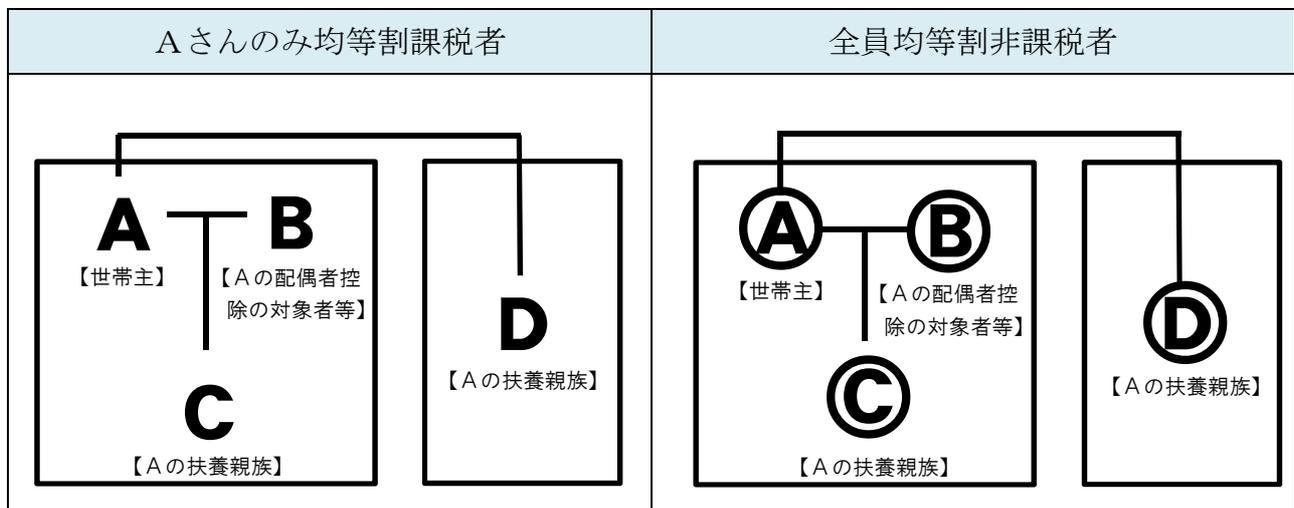
（1）基本的考え方（支給対象者、基準日）

- 支給対象者については、基準日において、以下の条件を満たした者とする。

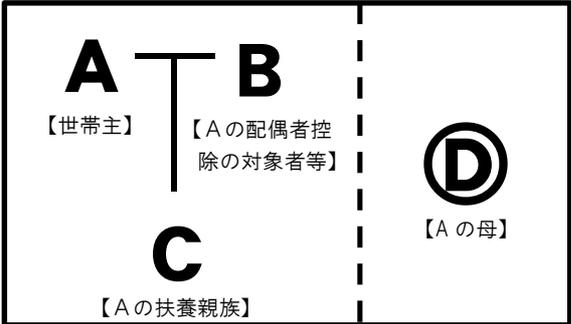
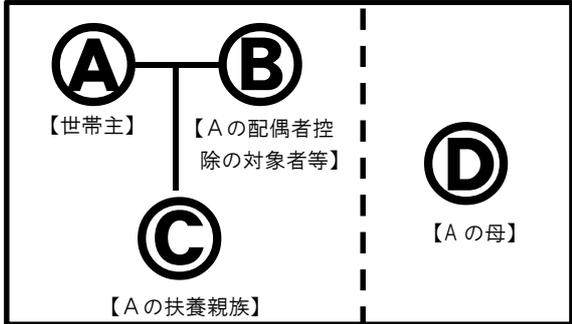
- ① 各市町村の住民基本台帳に記録されており、
 - ② 市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く）であって、
 - ③ 生活保護制度内で対応される被保護者等を除いた者
- 基準日は、平成26年1月1日とする。このため、各市町村は、平成26年1月1日時点で当該市町村の住民基本台帳に記録されている者を対象として臨時福祉給付金を支給する。
- ※ 基準日より後に他市町村に転出した者についても、基準日に住民基本台帳に記録されている市町村が臨時福祉給付金を支給する。
- 基準日に住民基本台帳に記録されている外国人についても、臨時福祉給付金の支給対象とする。
- 支給対象者に該当するか否かは、平成26年度分の市町村民税（均等割）（賦課期日：平成26年1月1日）の課税状況により判断する。
- 扶養親族等の範囲については、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者とする。
- ※ 年齢16歳未満の年少者は、扶養控除の対象とはならないが、扶養親族に該当することに留意。

(参考)支給対象者の具体的なイメージ(※実線による四角囲みが住民基本台帳上の世帯、○が臨時福祉給付金の支給対象である。)

①夫婦・子2人（子のうち1人は一人暮らし）のケース



②夫婦・子と祖母（祖母が扶養親族として申告されていない）のケース

Aさんのみ均等割課税者	全員均等割非課税者
	

(2) 生活保護制度内で対応される被保護者等

① 生活保護制度の被保護者

- 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）における生活保護制度の被保護者については、平成 26 年 4 月に消費税率の引上げによる負担増の影響分を織り込んで保護基準の改定を行うことを予定しているため、臨時福祉給付金の対象外とする。
- ただし、以下の者については、臨時福祉給付金の支給対象とする。
 - ・ 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）に保護停止中の者
 - ・ 平成 26 年 1 月 2 日から 3 月 31 日までに保護が廃止又は停止となった者

② 生活保護制度の被保護者と同様に臨時福祉給付金の対象外とする者

- 生活保護の基準の例による給付が行われている以下の者についても、臨時福祉給付金の対象外とする。
 - ・ 中国残留邦人等に対する支援給付の受給者
 - ・ 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者
 - ・ ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）の受給者

(3) その他

- 社会福祉施設等に入所等している者については、支給対象者に該当する場合には、臨時福祉給付金を支給する。なお、基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点で児童福祉施設等に入所している児童等については、保護者の扶養親族等とはなっていないものとみなすこととするので、他の支給要件を満たす場合には、その児童等に臨時福祉給付金を支給する。

- ① 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている児童等

- ② 障害児入所施設、指定医療機関、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所している児童等
 - ③ 障害者支援施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設に入所している児童
 - ④ 婦人保護施設に入所している児童等
 - ⑤ 児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等
 - ⑥ 母子生活支援施設に入所している児童等
- DV被害者については、基準日（平成26年1月1日）時点で配偶者と生計を別にしていてるDV被害者については、保護命令が出ている等の一定の要件を満たす旨を申し出た場合には、配偶者の扶養親族等とはなっていないものとみなして、臨時福祉給付金の支給の是非に関する判断を行う。

3 支給額について

- 支給額については、所得の少ない家計ほど生活に必要な不可欠な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、消費税率の引上げによる1年半分の食料品の支出額の増加分を参考に、支給対象者一人につき1万円とする。
- 臨時福祉給付金は、消費税率が8%である期間を対象に暫定的・臨時的措置として行うものであることから、事務・費用の両面でできる限り簡素で効率的なものにするため、1年半分を1回の手続で支給する。

4 加算措置について

- 2の支給対象者のうち、以下のいずれかに該当する者には、平成26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、一人につき5千円を加算する。

（加算措置の対象者一覧）

- ① 老齢基礎年金受給者、障害基礎年金受給者、遺族基礎年金受給者等
- ② 児童扶養手当の受給者
- ③ 特別児童扶養手当の受給者
- ④ 特別障害者手当の受給者
- ⑤ 障害児福祉手当の受給者
- ⑥ 福祉手当（経過措置分）の受給者

- ⑦ 原爆被爆者諸手当の受給者（ただし、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当（一般分、増額分）、家族介護手当の受給者に限る。）
- ⑧ 毒ガス障害者対策手当及びガス障害者対策手当の受給者（ただし、特別手当、健康管理手当、保健手当、家族介護手当の受給者に限る。）
- ⑨ 予防接種法に基づく健康被害救済給付金の受給者（ただし、障害児養育年金、障害年金、遺族年金の受給者に限る。）
- ⑩ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法に基づく健康被害救済給付金の受給者（ただし、障害児養育年金、障害年金、遺族年金の受給者に限る。）
- ⑪ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく医薬品副作用被害救済制度又は生物由来製品感染等被害救済制度の受給者（ただし、障害児養育年金、障害年金、遺族年金の受給者に限る。）

※ 対象者が上記の加算措置の対象となる年金・手当等を複数受給している場合であっても、加算額は対象者一人につき5千円とする。また、児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者は「子ども」ではなく、その母又は父等であるため、臨時福祉給付金の加算については、子どもの人数に関係なく、その母又は父等に対して加算されるものである。

Ⅱ 実施に向けた準備

1 申請受付開始日について

- 臨時福祉給付金の申請受付開始日は、各市町村の規模、実情等に応じて、当該市町村において決定することとなる。臨時福祉給付金は、消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み実施されるものであり、各市町村においては、支給を開始する体制が整い次第、可能な限り早期に開始していただくことをお願いしたい。

2 予算について

(1) 国における予算

- 臨時福祉給付金の支給に要する経費については、先般、「平成 25 年度一般会計補正予算（第 1 号）」が成立したところである。

予算の内訳は下記のとおりである。（補助率 10 分の 10）

① 給付費 3,000 億円

- ・基本分（1 万円・2,400 万人分） = 2,400 億円
- ・加算分（5 千円・1,200 万人分） = 600 億円

② 事務費 約 420 億円

- ・うち、地方公共団体分 = 約 410 億円

- 地方公共団体に係る事務費予算計上の考え方は下記のとおりである。

① 市町村分

- ・審査事務等に要する人件費 [申請の勧奨、支給対象者リスト作成、申請書審査、入力・集計など]
 - ・申請書等の発送費用 [申請書送付料、支給決定通知送付料など]
 - ・システム改修（開発）費 [既存システムの改修又は新規システムの開発 など]
 - ・電話照会対応に要する経費 [電話対応要員の賃金又はコールセンター設置費用 など]
 - ・口座振込手数料
 - ・広報経費 [広報誌掲載費、チラシ等作成費など]
 - ・その他 [支給事務に係る旅費、消耗品費、電話代、事務機器借料など]
- などの経費を見込んだもの。

② 都道府県分

- ・市町村への伝達会議開催に要する経費
- ・全国説明会への出席旅費
- ・補助金執行事務に要する人件費
- ・広報経費

などの経費を見込んだもの。

(2) そのほか

- 上記のほか、詳細については、「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）に係る予算等について」（平成 25 年 12 月 13 日付け事務連絡）及び「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）に係る事務費について」（平成 25 年 12 月 26 日付け事務連絡）を参照されたい。

臨時福祉給付金(簡素な給付措置)

<目的>

- 消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置と併せ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、総額約3,000億円の給付措置を行う(「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定))。

<内容>

(1) 支給対象者

- 市町村民税(均等割)が課税されていない者(市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等を除く)
 - ・・・2,400万人 (注)生活保護制度内で対応される被保護者等は対象としない。
- 支給対象者のうち、以下のいずれかに該当する者には、26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、一人につき5,000円を加算・・・1,200万人
 - ・ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者等
 - ・ 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(平成17年法律第9号)の対象となる手当(児童扶養手当、特別障害者手当等)の受給者等

(2) 実施主体

- 市町村(特別区を含む。以下同じ。)

(3) 基準日

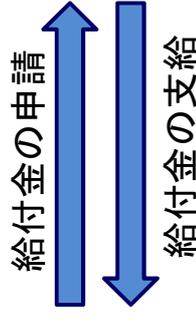
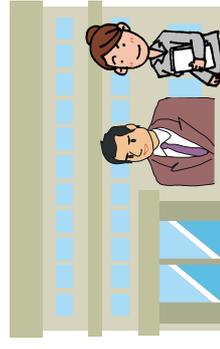
- 平成26年1月1日(子育て世帯臨時特例給付金と同日)

(4) 支給額(1回の手続で支給)

- 支給対象者一人につき、10,000円
- 加算対象者一人につき、5,000円を加算

(5) 事業費・事務費

- 地方公共団体(都道府県、市町村)において事業の実施に要する経費を国が補助(10/10)



(市町村)

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に関する広報について

- 対象者から確実に申請が行われるよう、国と地方公共団体の双方で効果的な広報を実施。

国における対応

全国規模で、両給付金に関する一般的な内容の周知広報を実施

- 専用ホームページの開設
(一般的な内容等)
- コールセンターの設置
(一般的な内容の照会に対応)
- 行政機関等におけるチラシ・ポスターの設置
(ハローワーク、年金事務所等)
- 一般的広報
(新聞広告、インターネット広告、テレビCM等)

地方公共団体における対応

住民に直接的に申請を促す方法として、各市町村の規模又は実情等に応じて、以下の取組を実施。

(取組例)

- 両給付金に関するチラシの全戸配布
 - 児童手当受給者への現況届様式送付時に、両給付金に関するチラシや申請書を同封
 - 臨時福祉給付金については以下の方法も考えられる
 - ・平成25年度の市町村民税の非課税者に対して住民税の申告憑(しょうよう)(勸奨)を行うとともに、臨時福祉給付金に関するチラシを同封
 - ・(市町村民税非課税者に送付する)介護保険料額決定通知書等に、給付金に関するチラシや申請書を同封
 - ・平成26年度の市町村民税の非課税者等に対して課税されていない旨のお知らせを行うとともに、給付金に関するチラシや申請書を同封
- 各市町村での申請開始時期、手続等を一般的に周知する方法として、各市町村の規模又は実情等に応じて、以下の取組を実施。

(取組例)

- 一般的広報(各市町村の広報誌等)
- 行政機関等の窓口におけるチラシの設置(福祉事務所等)
- 専用ホームページの開設(申請の開始時期、申請手続、連絡窓口等)
- コールセンターの設置(申請手続、個別の申請処理状況の照会に対応)
- 臨時福祉給付金に関しては、給付対象者である可能性がある方への広報(民生委員、市町村社協等)

連 絡 事 項

1 共同募金運動について

赤い羽根共同募金をはじめとした各募金運動は、地域の社会福祉事業者やボランティア団体等が行う社会福祉を目的とする事業活動を幅広く支援する仕組みとして、重要な役割を果たしている。

募金額は、平成7年度をピークとして減少傾向にあるが、少子・高齢化の進展に伴い、今後、福祉需要は増大、多様化していくことが予想され、広く国民の皆様からの募金によって得られた貴い財源は、地域福祉の推進を図る社会福祉事業者やボランティア団体等の多様な活動を支える貴重な財源として、今後ますます重要性を増していくものであると考える。

各自治体におかれては、それぞれの募金運動の趣旨、目的を十分ご理解いただき、今後とも、国民運動としての共同募金運動のより一層の活性化、推進に向けて、ご支援をお願いしたい。

○ 赤い羽根共同募金

① 赤い羽根共同募金については、平成7年度から減少傾向にある募金額の改善を図ることを目的に、各共同募金会組織の充実強化、外部人材の登用など体制の立て直しや、新たな募金ルートを開拓するなど、募金運動に創意工夫を凝らすために、平成20年度から25年度までの間、時限的に、募金経費に関する特例措置を講じることにより、集中的に募金活動の効率化、活性化に取り組んできたところである。

この募金経費に関する特例措置は、平成25年度末で終了することとするが、赤い羽根共同募金運動が地域福祉の推進に重要な役割を担っている現状を踏まえ、各自治体におかれては、今後も引き続き積極的な支援をお願いする。

なお、今後、共同募金運動の実施に当たっては、その社会的な使命とこれまで長年にわたって培った社会的な信頼性を維持向上させるためにも、募金経費については、常に、適切かつ厳正な運用に心掛け、その額は必要最小限とし、その使途については、明確に公表する等、都道府県共同募金会を指導されたい。

② 共同募金の増強を図るため、平成25年度は、1都1道1府22県（※）において、共同募金運動の実施期間を10月1日から翌年3月31日までの6か月間に延長して実施している。

今後、貴管内共同募金会が募金増のための期間延長の取組みを行う際には、当該地域における課題の設定や行政との役割分担などに関し、必要な相談や支援をお願いしたい。

※ 北海道、岩手県、宮城県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、大分県、沖縄県

○ 災害ボランティア・NPO活動サポート募金（ボラサポ）

助成開始当初は緊急救援活動が多かったが、被災地の状況の変化により、徐々に生活支援活動及び復興支援活動に活動内容が変化してきている。

当該募金による支援活動は、被災地の被災者のみならず、県外被災者の抱える様々な課題解決に向けた支援活動として高く評価されている。

中央共同募金会では、当募金の受付については、財務省の優遇措置の終了と合わせ、平成25年12月をもって終了したところであるが、当募金を財源とした助成事業は、被災地の復興支援のため、平成26年度においても引き続き継続する。

2 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰について

社会福祉事業功労者等に対する厚生労働大臣表彰については、社会福祉事業等に尽力し、その功績が特に顕著と認められる者に対し実施しているところであり、例年、都道府県、指定都市、中核市におかれては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等様々の御協力を賜っているところである。

平成26年度の大員表彰実施要領については、後日通知し、候補者の推薦依頼等行いたいと考えているので、候補者の功績内容の精査等に特段の御協力をお願いする。

なお、推薦調書については、表彰区分ごとの様式に基づき、平成26年7月末までにご提出いただくことを予定しているため、特段の御協力をお願いしたい。

(参考)

平成26年度全国社会福祉大会日程（予定）

開催日 平成26年11月21日（金）

場所 日比谷公会堂（東京都千代田区日比谷公園内）

3 全国福祉事務所長会議の開催について

今般、生活保護法の改正及び生活困窮者自立支援法の成立を踏まえ、全国の福祉事務所長の方々に、その趣旨及び内容について理解を深めていただくため「全国福祉事務所長会議」を次のとおり開催する予定である。

会議の詳細については、決まり次第連絡させていただくので、管内の福祉事務所長が出席できるよう格段の配慮をお願いします。

○「全国福祉事務所長会議」開催予定

開催日 平成 26 年 5 月 20 日（火）

場 所 日比谷公会堂

（東京都千代田区日比谷公園内）

[参考資料]

平成26年度社会・援護局関係主要行事予定<社会関係>

月	行 事	開催場所	所 管	備 考
4月				
5月	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議 福祉事務所長会議 	東京都 東京都 日比谷公会堂	自立推進・指導監査室 自立推進・指導監査室 総務課	5月14日～16日 5月22日～23日 5月20日
6月	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護担当ケースワーカー全国研修会 	東京都	保護課	6月18日～20日
7月				
8月				
9月	<ul style="list-style-type: none"> 全国生活保護査察指導員研修会 第23回全国ボランティアフェスティバルぎふ 	東京都 岐阜県	自立推進・指導監査室 地域福祉課	9月中旬 9月27日～28日
10月	<ul style="list-style-type: none"> 共同募金運動 第83回全国民生委員児童委員大会 	全 国 和歌山県	総務課 地域福祉課	10月～12月 10月23日～24日
11月	<ul style="list-style-type: none"> 福祉人材確保重点実施期間 介護の日 全国社会福祉大会 生活保護就労支援員全国研修会 	全 国 全 国 日比谷公会堂 東京都	福祉基盤課 福祉基盤課 総務課 保護課	11月4日～17日 11月11日 11月21日 11月
12月				
1月	<ul style="list-style-type: none"> 全国厚生労働関係部局長会議 社会福祉士・介護福祉士国家試験（筆記試験） 	厚生労働省 全国各会場	厚生労働省 福祉基盤課	1月中旬 1月下旬
2月				
3月	<ul style="list-style-type: none"> 社会・援護局関係主管課長会議 生活保護関係全国係長会議 介護福祉士国家試験（実技試験） 	厚生労働省 厚生労働省 全国各会場	総務課 保護課 福祉基盤課	3月上旬 3月上旬 3月上旬